



佐賀県公報

平成 27 年 4 月 3 日（金曜日）号外

選挙管理委員会事項

佐賀県議会議員選挙の執行期日（告示・16）

佐賀県議会議員選挙の選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者の選任（＼・17）

佐賀県議会議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所（＼・18）

佐賀県議会議員選挙における開票の事務（＼・19）

佐賀県議会議員選挙の選挙会の場所及び日時（＼・20）

佐賀県議会議員選挙における佐賀市、小城市各選挙区において候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が 10 人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時（佐賀県議会議員選挙佐賀市、小城市各選挙区選挙長告示・1）

佐賀県議会議員選挙における鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区において候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が 10 人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時（佐賀県議会議員選挙鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区選挙長告示・1）

佐賀県議会議員選挙における唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区において候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が 10 人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時（佐賀県議会議員選挙唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区選挙長告示・1）

佐賀県議会議員選挙における伊万里市、西松浦郡各選挙区において候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が 10 人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時（佐賀県議会議員選挙伊万里市、西松浦郡各選挙区選挙長告示・1）

佐賀県議会議員選挙における武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区において候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が 10 人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出

に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時(佐賀県議会議員選挙武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区選挙長告示・1)

佐賀県議会議員選挙における佐賀市、小城市各選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行う場所及び日時(佐賀県議会議員選挙佐賀市、小城市各選挙区選挙長告示・2)

佐賀県議会議員選挙における鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行う場所及び日時(佐賀県議会議員選挙鳥栖市、神崎市・神埼郡、三養基郡各選挙区選挙長告示・2)

佐賀県議会議員選挙における唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行う場所及び日時(佐賀県議会議員選挙唐津市・東松浦郡、多久市各選挙区選挙長告示・2)

佐賀県議会議員選挙における伊万里市、西松浦郡各選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行う場所及び日時(佐賀県議会議員選挙伊万里市、西松浦郡各選挙区選挙長告示・2)

佐賀県議会議員選挙における武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が3人以上となったときのくじを行う場所及び日時(佐賀県議会議員選挙武雄市、鹿島市・藤津郡、嬉野市、杵島郡各選挙区選挙長告示・2)